

第25期第20回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年3月3日(月曜日) 13:30～15:10

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第10番	田村伊佐雄
第3番	藤田幸正	第11番	田坂健次
第4番	塩見敏夫	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第15番	眞鍋篤俊
第7番	寺尾俊行	第16番	土岐典子
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第9番	近藤美喜男
第2番	近藤孝志	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治
第8番	神野明仁		

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明	第17番	渡邊勝俊
第3番	加藤宏司		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地利用意向調査及び貸したい農地一覧について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

やっと暖かくなってきたかなと思っていましたら、今日は雨で非常に寒いです。東京は、一昨日は20℃あまりだったのが、今日は雪が降って、異常な天候になっています。気温が上がったり下がったりしますので、インフルエンザやコロナ等、体調には気をつけていただけたらと思います。

暦の上では啓蟄と言いまして、暖かくなって虫も動き出すということです。春に向けていろいろなことも動き出す時期だと思しますので、先程も申し上げましたように、体調管理に十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、ただいまから第20回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第7号まで、農政関係は「農地利用意向調査及び貸したい農地一覧について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において土岐典子委員と石川千壽子委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第5号までは決議事項、第6号及び第7号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、眞鍋篤俊委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

まず、利用集積計画の追加申請がありましたので、1ページと12ページの差し替えをお願い致します。

内容といたしましては、田122筆、畑50筆、雑種地1筆、合計面積141,527.38㎡でございます。

2ページをお開きください。

29番から119番までの91件ございまして、内訳といたしましては、再設定が72件。期間は、1年1ヵ月間が2件、2年1ヵ月間が3件、3年1ヵ月間が28件、5年1ヵ月間が37件、10年1ヵ月間が2件。新規設定が19件、期間は3年1ヵ月間が1件、5年1ヵ月間が7件、10年1ヵ月間が11件。利用権の種類は、使用貸借権が79件、賃貸借権が12件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、29番から119番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【安藤委員】

117番の方ですが、萩生に住んでいて沢津の土地にトラクターやコンバインを持ってこれるのか確認はしているのですか。

【藤田会長】

何年か前から、八幡に作業所を借りているということは聞いています。

【神野（明）委員】

少し教えてほしいのですが、例えば先程質問あった方のように、萩生から沢津で耕作

するということですが、こういったときは水利組合には沢津で申し込みするのですか。

【藤田会長】

土地がその地区の改良区の組合になるので、そこでの賦課金等は土地の所有者が払うと思います。そうすると、土地に水利権はついていきますので、それで問題ないと思います。改良区によって、その上に耕作費や水利費がかかっていると、それは耕作者が払うといったことになるのではと思います。改良区ごとにいろいろあると思いますけど、隣の垣生地区ではそのようになっています。土地に水利権がついているので、特段申請するといったことはないと思います。

【小野（義）委員】

吉岡土地改良区も同じです。賦課金は所有者が払います。所有者が、自分は耕作していないのにということになると、それは耕作者と話し合いをしてもらっています。

【藤田会長】

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

（委員入席）

休憩前に引き続き会議を開きます。

13ページを御覧ください。

議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第2号につきましては、新居浜市から送付がありました農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画でございまして、当該計画（案）に対する決定の依頼があり、議題に供するものでございます。

内容といたしましては、田6筆、畑2筆、合計面積8,212㎡でございます。

14ページ15ページのうち、15ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、2-1さん、2-2さん、2-3さんでございます。

内容は、期間5年間で7筆、10年間で1筆、利用権の種類等は、使用貸借権で新規設定となっております。

以上の計画要請の内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

16ページをお開きください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は1件です。

17ページを御覧ください。

2番、中村三丁目、田3筆、面積2,354㎡、譲受人は3-1さん。

譲受人は、市外で1反2畝ほどの農地を耕作しているNPO法人で、今回、耕作放棄地解消を目的に、市内事務所近隣での営農を開始するため、申請地を借り受ける計画で申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員である伊藤繁次郎委員から報告をいただきます。伊藤委員、お願いします。

【伊藤委員】

2月19日に現地調査し、21日に譲受人と面談いたしました。この法人につきましては、耕作放棄地を撲滅する運動を展開するNPO法人で、借り受けたあとは、最新の農法を試験的に導入して、露地野菜を栽培するそうです。また、効率的で環境に優しい農業を目指しており、耕作意欲は十分であると思います。無農薬栽培で取り組みますので、周辺農地への影響はないと思われます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

18ページをお開きください。

議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。
事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、申請件数は1件です

19ページを御覧ください。

1番、宇高町一丁目、田1筆、面積1,137㎡、譲受人は4-1さん。

譲受人は、昨年より5反9畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を借り受ける計画で申請が提出されたもので、作付けはサツマイモを予定しているとのことです。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員である近藤孝志委員から報告をいただきます。近藤委員、お願いします。

【近藤（孝）委員】

2月20日に現地調査を行いました。申請地は現在耕作されておりませんが、十分な保全管理ができており、野菜等を栽培するには何ら支障ないと思われます。また、譲受人と電話でお話したのですが、1反あまりの広さなので大丈夫かと確認すると、家族と2人でするので大丈夫とのことでした。作物を作らない時期は十分管理しますということも言われていました。御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

【近藤（孝）委員】

若い2人が機械をリースで借りて耕作するというのは、正直どこまでできるかわかりかねる部分もあります。ですので、みなさんからも意見をいただければと思います。

【小野（春） 委員】

譲受人の住所が北内町になっています。こういった場合、水利組合等の水路清掃はどのようなになるのですか。

【近藤（孝） 委員】

先程、小野義尚委員からもあったように、宇高の清掃関係は、必ずしも農地の所有者がしなければならないということはなく、普通の家庭の方がされています。真面目な方は遠方からでも来てされる方はおります。改良区の問題なので、我々がどうこう言えることではないです。

【藤田会長】

この譲受人の方は、昨年から果樹栽培をされています。6反弱されていて、今回はサツマイモということで少し驚きましたが、耕作意欲は以前からあると思います。

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

20ページをお開きください。

議案第5号「農地の所有権移転について」を議題に供しますが、近藤美喜男委員が関係しておりますので、退室願います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

（委員退席）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は5件です。

21 ページを御覧ください。

16 番、下泉町一丁目、畑 1 筆、面積 495 m²、譲受人は市内在住の 5-1 さん。

譲受人は現在 5 反 5 畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、自宅及び既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

17 番、田の上一丁目、田 1 筆、面積 581 m²、譲受人は市内在住の 5-2 さん。

譲受人は現在、申請地を含む 2 反 4 畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、小作地の自作化を目的に、申請地を取得する計画で申請が提出されたもので、作付けは引き続き水稻を予定しているとのことです。

22 ページをお開きください。

18 番、船木字元船木、田 1 筆、面積 1,024 m²、譲受人は市内在住の 5-3 さん。

譲受人は現在 7 反 6 畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得する計画で申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

19 番、中村松木一丁目、田 2 筆、面積 1,318 m²、譲受人は市内在住の 5-4 さん。

譲受人は現在 1 反 4 畝ほどの農地を管理・耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得する計画で申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

23 ページを御覧ください。

20 番、萩生字本郷、畑 1 筆、面積 213 m²、譲受人は市内在住の 5-5 さん。

譲受人は現在 6 畝ほどの農地を管理・耕作していたほか、既耕作地に隣接する親族所有の申請地についても管理を手伝っており、今回、親族から当該申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

以上、16 番から 20 番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙 3 の調査書に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、16 番は田村伊佐雄委員から、17 番は永易博隆委員から、18 番は神野伸二委員から、19 番は土岐秀男委員から、20 番は飯尾博光委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、田村伊佐雄委員、お願いします。

【田村委員】

2 月 22 日に申請地に伺い、譲受人と話をしました。申請地は現在耕作されております。

せんが、数年前より所有者から依頼を受けてトラクターで耕耘しており、すぐに耕作できる状態です。今後は、サトイモ、カボチャ、大豆等の季節野菜の栽培を予定しているとのことです。隣地は譲受人の所有している農地と自宅になっており、周辺農地への影響も問題ないと思われます。地域との調和も問題ないと思われます。御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、永易委員、お願いします。

【永易委員】

17番について報告いたします。

2月22日に現地調査いたしました。現地はきれいに整地されており、境界もはっきりしているので問題ないと思われます。この土地につきましては、上地と底地に分かれておりました。上地の方が以前よりお米を中心に耕作しており、年貢も払っていました。

今回、小作地の自作化ということで申請が出されました。現地は、譲受人の家に隣接しております。農機具につきましては、トラクター1台、耕耘機1台です。何ら問題はないと思われますので、御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、神野伸二委員、お願いします。

【神野（伸）委員】

2月23日に譲受人に会い、トラクター、田植え機、耕耘機、コンバイン等がありまして、お子さんと2人で稲作をしています。

申請地はもともと田んぼで、これから水田として利用するとのことです。周辺地域への問題もないと思われます。御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、土岐秀男委員、お願いします。

【土岐（秀）委員】

19番について説明いたします。

2月22日に、現地調査と農地の利用等について譲受人に話を伺いました。

譲受人は現在、申請地近くの農地で稲作を行っております。稲作に対して非常に思いが強く、長年の経験もあり、耕作意欲も高いです。許可後も稲作を計画しておりまして、経営拡大を考えておられます。申請地は、譲渡人が知り合いの方に稲作を依頼しておりましたが、2，3年前からは休耕しております。現在は、雑草の刈払い等しており農地の状態は良く、耕起すればいつでも耕作ができる状況です。コンクリート畦畔、水路で囲われ境界も明確です。耕作による周辺地域への影響もなく、地域との調和要件も特に問題ありませんので許可しても支障ないと思われれます。以上です。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、飯尾博光委員、お願いします。

【飯尾委員】

20番の説明をいたします。

2月22日に申請地の確認を行いました。少し草が生えていましたが、耕耘作業を行えばすぐにでも耕作できる状態でした。境界も明確です。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、以前から草刈り等の管理を行っていたとのこと。地域との調和も問題ありません。譲受人の農作業経験は、4，5年ですが、耕作意欲は十分あると感じられました。機械は、耕耘機、管理機等持っているとのこと。問題ないと思われれます。御審議よろしくをお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、16番から20番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の所有権移転等について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第5号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫

時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

24ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第6号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で申請件数は1件です。

25ページを御覧ください。

1番、宮原町、畑1筆、申請人は6-1さん。

内容は宅地拡張、一体利用地として宅地454.60㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

【藤田会長】

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

26ページをお開きください。

議案第7号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第7号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は12件です。

27ページを御覧ください。

28番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は7-1さん。

内容は自己住宅1戸112.62㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

29番、河内町、畑1筆、譲受人は7-2さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

30番、中村三丁目、畑1筆、譲受人は7-3さん。

内容は宅地分譲、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

28ページをお開きください。

31番、岸の上町一丁目、田1筆、譲受人は7-4さん。

内容は農業用倉庫2棟205.31㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

32番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は7-5さん。

内容は自己住宅1戸120.07㎡、一体利用地として宅地284.78㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

33番、下泉町二丁目、畑4筆、譲受人は7-6さん。

内容は貸し倉庫1棟45.53㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

29ページを御覧ください。

34番、中萩町、畑1筆、譲受人は7-7さん。

内容は露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

35番、船木字高祖、田1筆、譲受人は7-8さん。

内容は自己住宅1戸103.64㎡、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

36番、河内町、田2筆、譲受人は7-9さん。

内容は自己住宅1戸77.01㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

30ページをお開きください。

37番、北内町一丁目、田2筆、譲受人は7-10さん外1名。

内容は自己住宅1戸87.77㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

38番、楠崎一丁目、田1筆、譲受人は7-12さん。

内容は自己住宅1戸94.40㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

31ページを御覧ください。

39番、又野三丁目、田16筆、畑6筆、譲受人は7-13さん。

内容は太陽光発電施設、一体利用地として宅地722.70㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。なお、当該申請者については、前回許可分の工事進捗が遅延していたことから、事務局より指導の上、早期着工の確約書を追加で提出いただいております。

以上、28番から39番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いします。

【藤田会長】

以上、28番から39番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

32ページをお開きください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

事務局から報告をお願いします。

【高橋主幹】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について御報告いたします。

租税特別措置法第70条の6の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに、引き続き農業経営を行っている旨の証明等を添えて税務署に届け出ることとなっております。

32ページを御覧ください。

第1番の1件で相続税についてでございます。

内容は船木の畑16筆、合計面積計8,236㎡、相続人は、市内在住8-1さん、被相続人は8-2さん、相続開始年月日は、平成18年4月19日です。

地元委員の藤田隆委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に管理されていることを確認いたしました。

【藤田会長】

続きまして、33ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

続きまして、事務局から連絡事項があります。

【高橋主幹】

<連絡事項説明>

【藤田会長】

今日は議題が多かったです。わからないことがあれば、その都度どんどん質問や意見を言っていただければと思います。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時45分から総会を再開いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより農政関係の議題に入ります。

「農地利用意向調査及び貸したい農地一覧について」事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

農地における利用の意向調査の結果についてです。

昨年、8月と9月に行いました農地パトロールの結果、新規に遊休農地と判定された農地と、緑判定と判定された遊休農地のうち生存している所有者を対象とし、昨年11月と12月に郵便にて意向調査を送付した結果を報告いたします。

今回、意向調査の対象となった103件に郵送し、1月末現在60件で回答がありました。

回答の内訳としては、1、農地中間管理事業を利用しますが11件。2、自ら所有権の移転等の権利の設定もしくは移転を行います但8件。3、自ら耕作、売りたいが14件。4、その他が27件になっております。

次に、お手元に配布しております、資料1「令和6年度利用意向調査回答リスト」をお目通しください。

こちらのリストは、回答があった農地について、それぞれの委員ごとに回答結果をまとめたものになりますので、後ほどお目通しください。

次に、お手元に配布しております、資料2「令和6年度利用意向調査未回答分リスト」をお目通しください。

こちらのリストは、意向調査を郵送しましたが、返事のない人のリストになります。委員の方で情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、その方に直接問い合わせ等をしていただき意向を確認の上、遊休農地の解消に向けての取り組みをお願いします。

また、来年度につきましても、8月から9月にかけて農地パトロールを例年どおりの方法で実施の予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、お手元に配布しております、「貸したい希望農地一覧」をお目通しください。

こちらの一覧表は、過去の台帳調査の際や、事務局の窓口にて誰かに作ってほしいと申請されたもの、また、意向調査により、貸したいと希望があった農地の一覧になります。

貸したい希望の農地については、事務局に置いている地図に色ぬりもしていますので、リストと併せて、今後の活動の参考にいただき、担い手への農地の集積と遊休農地の解消に御協力いただきたいと思います。

最後に、注意事項になりますが、資料2意向調査未回答分リストと、貸したい希望の農地一覧については、所有者の住所が記載されていますので、ここにおられる委員さんだけの閲覧にとどめていただき、第三者への情報提供は絶対にしないようにお願いします。住所を外部に提供する行為は、委員さん自身の守秘義務違反にあたり処罰の対象の可能性がありますので、御注意をお願いします。以上です。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

【近藤（孝） 委員】

この、貸したい農地一覧なのですが、これはいつ作成されたのですか。
現状、他の人が耕作しているところがあります。

【中島係長】

事務局の方に届け出等あれば、その都度追加しています。3条や転用等申請がありましたら、随時のけているのですが、漏れがある場合もありますので、他の方が耕作しているとかあれば、委員さんの方からも言っていただければと思います。

【小野（春） 委員】

調査という欄に、台帳調査とか書いているのですが、あっせんというのはどういう意味ですか。

【中島係長】

あっせんというのは、窓口等で所有者の方が、例えば高齢になったからだれかに耕作してほしい、手放したいという相談をされる場合があります。その際に、事務局で用意しているあっせん希望の用紙を出していただいたら、貸したい希望一覧に入れてホームページに掲載したり、委員さん等に情報提供するようにしています。

【土岐（典） 委員】

資料1の4番その他とありますが、これは具体的にどういうことですか。

【中島係長】

その他につきましては、意向調査を送付する際に、具体的に書いてくださいということは書いてありますが、返信の際に詳しく書いている方もおれば、何も記載がない方もいます。土岐委員さんの地区でその他の内容が書かれていれば、後ほどお伝えいたします。

【神野（明） 委員】

所有者の氏名を見ていったら、5，6年前に亡くなった方もおりますが、これは相続できてないということですか。

【藤田会長】

そうです。固定資産税だと代表者を決めて出すということもありますが、農地はそうではありませんので、相続されていなければそのままです。委員さんの方が詳しいこともあると思いますので、名義を変えることはできませんが、そういった情報は伝えても

らえたらと思います。

【中島係長】

今回、意向調査をする際に、相続登記がされていない分につきましては、国のパンフレットも入れて、簡単ではありますが促すようにしています。

【藤田会長】

小作地になると、所有者は登記簿に名前が出ているのでいいですが、耕作者の名前は出てこないの、そこは気をつけていただきたいと思います。

他にございませんか。

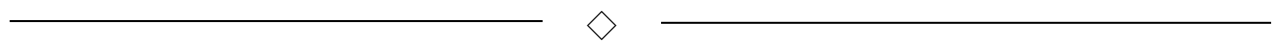
みなさま方もたくさん意見を出していただいて、そうすることで理解も深まっていくと思います。

以上をもちまして、第20回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員